

東大阪市上下水道局売払い等暴力団排除措置要綱

平成 2 8 年 4 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、東大阪市暴力団排除条例（平成 2 4 年東大阪市条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、売買契約その他の契約に基づいて行われる上下水道局（以下「局」という。）に係る不動産又は物品の売払い又は貸付けによって、暴力団を利することとならないよう、売払い等から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び東大阪市暴力団排除条例施行規則（平成 2 4 年東大阪市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）のほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 普通財産の処分 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 3 8 条の 5 第 1 項に規定する売払いをいう。
- (2) 普通財産の貸付け 法第 2 3 8 条の 5 第 1 項に規定する貸付けをいう。
- (3) 行政財産の貸付け 法第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 1 号から第 4 号及び、同条第 3 項並びに第 4 項に規定する貸付けをいう。

(売払い等からの暴力団の排除)

第 3 条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、条例第 7 条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められる者に対し、売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 入札の参加者の資格を有する者が暴力団員等に該当すると認められた場合にあつては、当該入札の参加者の資格を有する者を売払い等に係る入札に参加させないこと。
- (3) 入札の参加者の資格を有する者が暴力団員等に該当すると認められた場合にあつ

ては、必要に応じ、その旨を公表すること。

- (4) 売払い等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員等に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員等に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと。
- (6) 売払い等の契約相手方が暴力団員等に該当すると認められた場合にあつては、当該売払い等に係る契約を解除すること。
- (7) 暴力団事務所の用に供されることを知って、売払い等の契約を締結しないこと。

(情報の収集)

第4条 管理者は、条例第8条第2項及び第10条に定めるところにより、売払い等に係る契約相手方及び契約相手方となることが見込まれる者(以下「契約相手方等」という。)から次の各号に掲げる情報を収集するものとする。

- (1) 氏名及びその読み仮名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びにこれらの読み仮名)
- (2) 生年月日
- (3) 法人の全ての役員に係る同条第1号及び第2号に掲げる事項
- (4) 法人の主たる事務所の所在地

2 前項に規定する情報を収集するため、売払い等に係る申請時及び売払い等が見込まれる申請時の時点において、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 誓約書(暴力団員等でない旨の誓約)
- (2) 法人にあつては、役員名簿(氏名及びその読み仮名並びに生年月日が分かるもの。)
- (3) 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(警察への情報提供)

第5条 管理者は、契約相手方等が暴力団員等に該当するか否かを確認するため、前条第1項の規定により収集した情報及び性別を、危機管理室を経由して警察に提供するものとする。

(収集した情報の目的利用等の禁止)

第6条 管理者は、第4条の規定により収集した情報を、暴力団の排除を図る目的以外に利用及び提供してはならない。

(暴力団排除措置の適用除外)

第7条 売払い等に係る申請者又は申込者が国、地方公共団体及び東大阪市が出資する法人等のうち別表に定めるものの場合にあっては、本要綱の暴力団排除措置を適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 東大阪市上下水道局売払い等暴力団排除措置要綱（平成25年東大阪市上下水道局内規第上75号）及び東大阪市上下水道局下水道部売払い等暴力団排除措置要綱（平成25年東大阪市上下水道局内規第下14号）は廃止する。

別表（第 7 条関係）

東大阪市が出資する法人等の名称
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
公益財団法人東大阪市学校給食会
公益財団法人東大阪市公園環境協会
一般財団法人東大阪市雇用開発センター
社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
公益社団法人東大阪市シルバー人材センター
公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構
公益財団法人東大阪市文化振興協会
東大阪再開発株式会社
株式会社東大阪住宅公社